

職場意識改善計画

職場意識改善とは… 業務改善を図り、労働時間を短縮することで、生活時間のゆとりを生むこと。
業務の標準化・効率化・各自のスキルアップ ⇒ 仕事と生活の調和の実現(ワーク・ライフ・バランス)

職場意識改善計画に基づき、意識の改善に取り組んでいます。 当社飛塚製鉄所の職場意識改善計画は、以下の通りです。

職場意識改善の内容

1. 実施体制の整備のための措置

①話し合いの機会の整備

安全衛生委員会において、労働時間等について話し合いの時間を設ける。

②労働時間等に関する意見要望等の受付担当者の選任

労働時間等に関する個別の苦情・意見・要望を受け付ける担当者を選任する。

2. 職場意識改善のための措置

①職場意識改善計画の周知

社内掲示板および定期的に全体朝礼で周知・説明をする。

②管理職の職場意識改善

管理職を対象に、職場意識改善の必要性や意義についての研修会を開催し意識改善を図る。

3. 労働時間等の設定の改善のための措置

①年次有給休暇の取得促進のための措置

年次有給休暇の管理を容易にし、取得が進んでいない従業員に注意喚起をやり易くするため、付与の起算日を前倒しで統一する。

②所定時間外労働削減のための措置

「ノー残業デー」を導入し、週1日は残業しない日を設ける。「ノー残業デー」を周知する。

③ワークシェアリング、在宅勤務、テレワーク等の活用による多様な就労を可能とする措置

従業員の要望をふまえ「短時間正社員制度」等を検討し、導入する。

4. 制度面の改善のための措置

①1ヶ月60時間を超える時間外労働に係る割増賃金を50%以上に引き上げる。